

給水装置工事を申込み時に必要な添付書類

様式番号	名 称	備 考
別記様式	給水装置工事申込書	給水装置工事を申込みとき
	平面図(申請・竣工)	給水装置工事の申請図、竣工図
	給水装置工事竣工届	給水装置工事の竣工検査を申込みとき
	給水装置工事主任技術者が行う自主検査	給水装置工事の竣工時に行う自主検査
3	給水装置工事材料明細書(φ20~φ40)	給水装置工事に使用する材料明細 (配水管の分岐からメーターまでを施工する場合) (配水管の分岐からドレンまでを施工する場合)
4	給水装置工事材料明細書(φ50~)	
5	給水装置工事材料明細書(給水主管工事)	
6	同意書(給水管理設)	他人の所有地を通過して給水管を設置するとき
7	同意書(給水装置設置)	土地所有者、家屋所有者以外の者が給水装置工事を申込みとき
8	同意書(給水管分岐)	他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき
9	同意書(水路上越し)	給水管を水路の上に設置するとき
10	誓約書(舗装本復旧)	舗装復旧工事を申込者が行うとき
11	誓約書(舗装先行)	舗装復旧工事前に給水装置工事をおこなうとき
12	誓約書(土地所有者不明)	土地所有者が不明な土地に給水管を設置するとき
13	誓約書(出水不良)	給水栓の数が多く申込給水管では出水不良になると予想されるとき
14-1 14-2	誓約書(受水槽維持管理)	受水槽を設置したとき
15	誓約書(水道直結式スプリンクラー設備の設置)	水道直結式スプリンクラーを設置するとき
16	誓約書(タンクレス洗浄大便器の設置)	タンクレス洗浄大便器を設置するとき
17	誓約書(元付け型浄水器の設置)	浄水器を設置したとき
18	確認書(給水方式切替)	受水槽式給水から直結式給水に変更するとき
19	確認書(給水装置撤去)	給水装置が不要になったとき

その他届出書類

様式番号	名 称	備 考
20	給水装置工事申込取消届	給水装置工事申込を中止するとき
21	給水装置所有者変更届	給水装置の所有者を変更するとき
22	代理人選定届	給水装置所有者が給水区域内に居住しないとき
23	管理人選定届	給水装置を共有する者、管理者が必要と認めたとき
24	私設消火栓使用届	消防用として私設消火栓を使用したとき
25	私設消火栓消防演習使用届及び立会い願い	消防演習に私設消火栓を使用するとき及び立会いを依頼するとき

(条例第10条)

給水装置工事申込書																
技術管理	補助者		次長		課長		主査		主査		主査		副主査		審査	
年 月 日																
大阪広域水道企業団企業長 様																
申込者 現住所 氏 名 (印)																
下記場所に給水装置工事の施行を大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項の規定に基づき申し込みます。また、同条例及び柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(以下「条例等」という。)を契約の内容とすることに同意し、加入金及び手数料については、条例等に基づき納入します。なお、本工事について利害関係者との調整は申込者が行い、その他本工事に係る全てのことについても申込者が対応します。																
工事場所	柏原市						申込番号	第 号								
	ただし						水栓番号									
委 任 状 上記工事場所の給水装置工事申込み並びに加入金及び手数料の納付還付その他本工事施行に関する一切のことを委任します。 委任代理人(指定給水装置工事事業者) 住所 氏名 (印) 委 任 者(申込者) 住所 氏名 (印)							工種	新設・改造・撤去 (増設・増径・改良・舗装先行)								
							用途	一般用・工事用・その他								
							メーター口径	φ mm								
							引込管口径	φ mm								
							建築確認番号					合議				
													年 月 日			
誓 約 書							摘 要									
1. 緊急やむを得ない場合給水制限、停止、断水、赤水等により損害を生じても大阪広域水道企業団に対して損害を請求しません。																
2. メーターの検針及び取替えに協力します。メーターの検針等の妨げとなることが判明したときは、大阪広域水道企業団の指導に従い、自費でメーター等に移設します。																
3. 本給水装置の所有権を第三者に譲渡する場合、承継人に対して、一切の権利義務を承継します。																
住所 氏名 (印)																
* 他人の給水装置から分岐する場合、他人の所有地を通過し又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置する場合は利害関係人の同意書を提出してください。但し民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出してください。後日利害関係人その他の者から異議が生じても大阪広域水道企業団はその責任を負いません。																

給水装置工事明細書

課長		主査		主査		主査		副主査		台帳整理		総務課	
申込日	年	月	日	加入金	mm								
審査日	年	月	日	(内消費税)	%	()							
竣工検査日	年	月	日	審査手数料	一式								
給水方式	直圧方式			竣工検査手数料	一式								
	受水槽式(高置水槽式・ポンプ直送式)			計									
受水槽	受水槽有効容量			m ³	指定給水装置工事事業者								
	高架水槽容量			m ³	指定番号 第 () 号								
	戸数			階	戸	名称 (印)							
備考				TEL									
				給水装置工事主任技術者									
				免状番号									
				氏名 (印)									
				TEL									
附近見取図 <div style="font-size: 4em; margin: 0 auto;">4</div>										加入金納入印			
										手数料納入印			

申込者		工事場所	
指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者	
方位	確認項目 (記入していれば○、該当なしはー)		器具数
	申請赤書き、既設黒書きで記入している	直結止水栓の位置をオフセット記入している	栓
	給水器具名称を記入している	引込管の位置をオフセット記入している	
	材料名称等を正確に記入している	分岐部の位置をオフセット記入している	
	直結止水栓の向きを現地通りに記入している	本管の土被り及び寄りを記入している	
	本施行基準書通り(図5-22)に記入している	道路幅員を記入している	
<u>平面図 (申請 ・ 竣工)</u>			



給水装置工事竣工届

技術 補助者 管理		次 長		課 長		主 査		主 査		主 査		副 主 査	
工事場所		柏原市											
申込者氏名													
申込番号		年度 第 号				着 手 日 竣 工 日		年 月 日 年 月 日					
用途別		一般用 工事用				開 栓 日		年 月 日					
メーター口径		mm	水栓番号					備 考					
<p>上記の通り竣工しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: center;">指定給水装置工事事業者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事主任技術者 氏名 (印)</p>													

	項 目	判 定 基 準	中 間 検 査	竣 工 検 査
耐 圧 検 査	水 圧	0.75 MPa 1分間		
水 質 検 査	残留塩素(遊離)	0.1 mg/ℓ 以上		
	臭 気	観察により異常でないこと		
	味	〃		
	色	〃		
	濁 り	〃		
検 査 年 月 日		
検 査 員			(印)	(印)

(注) この届は竣工後速やかに提出すること。(この届がない限り開栓は出来ない)

給水装置工事主任技術者が行う自主検査

水道法第25条の4第3項給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他国土交通省令で定める職務

水道法第25条の4第4項給水装置工事に従事するものは、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

	検査種別及び項目	検査の内容 (適合または良いは○)	結果
自 主 検 査 項 目	共 通 事 項	1. 配管の口径、ルート、構造はよいか？	
		2. 図面には各部分の材料、口径、延長を記入しているか？	
		3. 給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用しているか？	
		4. 給水管及び給水用具の位置は図面と整合するか？	
		5. 工事未竣工、器具等の未取付けはないか？	
		6. 所定の深さが確保されているか？	
		7. 継手箇所において、適切な接合・接続(トルク)がされているか？	
		8. 水の汚染・破壊・浸食・凍結等の対策はよいか？	
		9. 各種BOXは適正に設置しているか？	
		10. クロスコネクションがされていないか？	
分 岐 ～ メ ー タ ー	分 岐 ～ メ ー タ ー	1. 穿孔部分にはコア等が施されているか？	
		2. 出水量はよいか？	
		3. 止水栓・メーター設置場所は基準書通りか？	
		4. 止水栓・メーター等は逆付け、傾きがないか？	
		5. 止水栓BOXの中心で、操作に支障がないか？	
		6. メーターは検針・取替えが容易にできるか？	
		7. メーター等に異物(ノリ等)のつまり等はないか？	
メ ー タ ー 以 降	メ ー タ ー 以 降	1. 配水管の水圧・水量等に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直結されていないか？	
		2. ウォーターハンマーを発生する恐れのある給水用具を使用していないか？	
		3. 逆流防止のための給水用具の設置、吐水空間はよいか？	
		4. ストレーナー等に異物(砂・ノリ)等による目詰まりがないか？	
機 能 検 査	機 能 検 査	通水のあと各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び出水量、動作状態などについて確認。	
		1.75MPaによる水圧テストで漏水・抜け等の確認。	
		臭気・味・色・濁りが観察により異常でないこと。	
		申込者に対し、給水用具等の取扱説明を行ったか？	
そ の 他	そ の 他	配管ルート、竣工図について説明を行ったか？	
特 記	給水装置工事主任技術者		(印)
	自主検査日	年 月 日	

給水装置工事材料明細書

(給水引込管 φ20～φ40 配水管の分岐から水道メーターまで)

申込者		工事場所				
種別	品名	形状寸法	口径	数量	単位	備考
栓類	サドル付分水栓(防食ﾌﾟﾙ共)				組	JWWA-B-117(A型 ボール式) ※PE用(配ﾌﾟﾘ協会規格)
	分岐サドル銅コア				個	
	分水栓キャップ				〃	
	ボール止水栓				〃	JWWA-B-108(キーハンドル,平行ネジ)
	甲型止水栓				〃	〃
	伸縮直結止水栓				〃	流量調整型逆止弁付伸縮止水栓
管類	ポリエチレン管				m	JIS-K-6762(軟質一種二層管)
	ビニール管				〃	JIS-K-6742(耐衝撃性)
ポリエチレン管用継手類	分止水栓用				個	インサートコア一体型 (WSA B012)
	90°バンド				〃	〃
	ソケット				〃	〃
	エルボ				〃	〃
	チーズ				〃	〃
ビニール管用継手類	ガイドナット				個	
	HI ユニオンソケット				〃	JIS-K-6743
	HI ソケット				〃	〃
	HI エルボ				〃	〃
	HI チーズ				〃	〃
	HI キャップ				〃	〃
ボックス類	量水器ボックス				個	水マーク入
	止水栓ボックス				〃	〃
	仕切弁ボックス	レジコン製 (T25)			基	企業団マーク入
	レンガ				枚	
明示類	明示釘	ﾍﾟｰﾚｯﾄ型 φ30			本	
	ロケーティングワイヤー	φ4.4 mm			m	導電性ゴム被覆ワイヤー
	埋設標識シート	青色,2倍折返し			〃	セフティーライン
他	断水コマ				個	
	MC ユニオン				〃	

給水装置工事材料明細書

(給水引込管 φ50～ 配水管の分岐から水道メーターまで)

申込者		工事場所				
種別	品名	形状寸法	口径	数量	単位	備考
栓類	サドル付分水栓(防食フィルム共)				組	JWWA-B-117(A型 ボール式) ※PE用(配ボリ協会規格)
	分岐サドル銅コア				個	
	分水栓キャップ				〃	
	ボール止水栓				〃	JWWA-B-108(キーハンドル,平行ネジ)
	甲型止水栓				〃	〃
	PE挿し口付ワットシール仕切弁				〃	開度計付
	伸縮直結止水栓				〃	流量調整型逆止弁付伸縮止水栓
	不断水割T字管				基	FCD製、内外面エポキシ粉体塗装
管類	配水用ポリエチレン管				m	JWWA-K-144、配ボリ協会規格
配水用ポリエチレン管用継手類	分止水栓用				個	
	メーター用				〃	
	EF フランジ短管				〃	JWWA-K-145、配ボリ協会規格
	EF ソケット				〃	〃
ボックス類	量水器ボックス				個	水マーク入
	止水栓ボックス				〃	〃
	仕切弁ボックス	レジコン製 (T25)			基	企業団マーク入
	レンガ				枚	
	コンクリート板				〃	
明示類	明示釘	セパレート型 φ30			本	
	ロケーティングワイヤー	φ4.4mm			m	導電性ゴム被覆ワイヤー
	埋設標識シート	青色,2倍折返し			〃	セフティーライン
他	断水コマ				個	
	MCユニオン				〃	
	HIキャップ				〃	JIS-K-6743

給水装置工事材料明細書

(給水主管 配水管の分岐からドレンまで)

申込者		工事場所				
種別	品名	形状寸法	口径	数量	単位	備考
栓類	サドル付分水栓(防食フィルム共)				組	JWWA-B-117(A型 ボール式) ※PE用(配ボリ協会規格)
	分岐サドル銅コア				個	
	ボール止水栓				〃	JWWA-B-108(キーハンドル,平行ネジ)
	甲型止水栓				〃	〃
	PE挿し口付ワットシル仕切弁				〃	開度計付
	不断水割 T字管				基	FCD製、内外面エポキシ粉体塗装
管類	配水用ポリエチレン管				m	JWWA-K-144、配ボリ協会規格
	ビニール管				〃	JIS-K-6742(耐衝撃性)
配水用ポリエチレン管用継手類	分止水栓用				個	
	メーター用				〃	
	EF フランジ短管				〃	JWWA-K-145、配ボリ協会規格
	EF ソケット				〃	〃
ビニール管用継手類	ガイドナット				個	
	HI ユニオンソケット				〃	JIS-K-6743
	HI ソケット				〃	〃
	HI エルボ				〃	〃
	HI 片落ちソケット				〃	〃
ボックス類	止水栓ボックス				個	水マーク入
	仕切弁ボックス	レジコン製 (T25)			基	企業団マーク入
	レンガ				枚	
	コンクリート板				〃	
明示類	明示釘	セパレート型 φ30			本	
	ロケーティングワイヤー	φ4.4mm			m	導電性ゴム被覆ワイヤー
	埋設標識シート	青色,2倍折返し			〃	セフティーライン
他						

給水管埋設同意書

大阪広域水道企業団企業長 様

土地所有者
住 所
氏 名[㊞]

下記の給水装置工事の施行にあたり、周辺に公道がないため給水管を私有地内に埋設することを同意します。
埋設した給水管が漏水等で掘削を伴う維持管理工事を行うことに異議ありません。
この工事に関して問題が生じた時は、給水装置工事申込者及び土地所有者にて解決し、貴水道事業に対してご迷惑をおかけしません。
譲渡等で当該土地の所有者に変更があった場合は、本内容を継承します。

記

給水装置工事場所
私 有 地 地 番 (道路・宅地)
給水装置工事申込者
住 所
氏 名[㊞]

給水装置設置同意書

大阪広域水道企業団企業長 様

土地所有者
家屋所有者

住 所

氏 名

印

下記のとおり給水装置の設置について同意をします。
この工事に関して問題が生じた時は、給水装置工事申込者にて解決し、貴水道事業に対してご迷惑をおかけしません。
水道を使用する権利及び給水装置の維持管理義務については、土地所有者等と給水装置工事申込者の双方で協議し決定します。なお、給水装置所有者の変更届出をしない場合は、土地所有者が所有するものとします。

記

給水装置設置場所

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

印

給水管分岐同意書

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者

住 所.....

氏 名.....(印)

下記の給水装置工事において私の所有する給水管より新たに給水管を分岐することに同意します。
後日、この工事に関して問題が生じた時は双方で協議のうえ解決し、貴水道事業に対してご迷惑をおかけしません。
譲渡等で当該給水装置の所有者に変更があった場合は、本内容を継承致します。

記

給水装置工事申込者

住 所.....

氏 名.....(印)

給水装置工事申込場所

.....

被分岐給水管設置場所

.....

被分岐管の給水装置

水栓番号..... 給水管口径 ϕ mm

年 月 日

水路上越し同意書

大阪広域水道企業団企業長 様

水利組合長

住 所

氏 名 印

下記の給水装置工事において、給水管が水路の上越しすることを承諾します。

記

給水管水路上越し場所 地先

給水装置工事場所

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 印

* 水路上越し理由書添付

誓約書 (舗装本復旧)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 (印)

給水装置工事事業者

住 所

氏 名 (印)

今般、.....地先の給水装置工事跡の
舗装本復旧工事は給水装置工事申込者及び給水装置工事事業者の責任において給水装置
工事の道路使用許可期間内に指示された面積、工法に従い施工することを誓約します。
この工事に関して問題が生じた時は当方で解決し、貴水道事業にはご迷惑をおかけしませ
ん。

誓約書 (舗装先行)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 印

今般、(.....番地.....区画)に舗装先行による給水装置工事を施行するにあたり、下記事項を誓約いたします。

記

1. 舗装先行工事後の引込管の口径、給水管数、メーター設置位置の変更は行いません。将来、区画の変更等で当該工事にて施行した給水管が不要になった（複数の区画に1戸の住宅を建築し1つの給水管しか必要でない）場合、給水装置所有者の費用で給水装置工事事業者に依頼の上、撤去工事を行います。
2. 舗装先行工事施工後の区画変更による加入金の還付請求はしません。また、撤去後の既得権についても請求はしません。
3. 長期間使用しない事が原因で分水栓内部に錆が発生し、給水不能となった場合は、給水装置所有者の費用で改良工事を施工します。
4. 譲渡等による給水装置の所有者に変更があった場合は、本内容を継承します。

誓約書

(土地所有者不明)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 印

給水装置工事事業者

住 所

氏 名 印

下記の場所に給水装置工事の施行にあたり、給水管を埋設する下記土地地番が私有地であり、土地所有者の所在が不明なため給水管の埋設同意の取得ができません。下記事項を誓約いたしますので、給水装置工事の承認していただくようお願いします。

記

給水装置工事場所 地 番

給水管埋設土地 地 番 (道路・宅地)

所有者

1. 上記給水管埋設地内で、給水管が漏水等で掘削を伴う維持管理工事を行う場合に土地所有者等が異議を申し立てた時は、給水装置工事申込者で解決します。
2. この工事に関して問題が生じた時は、給水装置工事申込者で解決し貴水道事業に対してご迷惑等をおかけしません。
3. 譲渡等で当該給水装置の所有者に変更があった場合は、本内容を継承します。

誓約書

(出水不良)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 (印)

今般、..... の給水装置工事の施行にあたり、貴水道事業より配水支管の分岐から給水管の口径を増径する改良工事を指導されていますが、下記事項を誓約しますので、申込口径で承認して頂きますようお願いいたします。

記

1. 出水不良等が生じても貴水道事業に対して異議申し立てはしません。
改良工事等を施行する場合は給水装置工事申込者の費用で給水装置工事事業者に依頼し、適切な処理をします。
2. 譲渡等で給水装置の所有者に変更があった場合は、本内容を継承します。

誓約書 (受水槽維持管理・10 m³超)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住所.....

氏名.....

印

下記のとおり受水槽を設置しましたのでお届けします。
水道法第34条の2第1項、水道法施行規則第55条により受水槽の維持管理することを誓約します。なお、管理人の変更が生じた時は、直ちに届け出します。

記

設置場所	
建物の名称等	
受水槽管理人	住所 氏名 電話番号
用途	共同住宅・事務所・店舗・専用住宅・その他
受水槽容量	総容量 m ³ 有効容量 m ³
受水槽の材質	FRP その他 ()
水栓番号、メーター口径	第 号 , mm

水道法第34条の2第1項

簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

水道法施行規則第55条

法第34条の2第1項に規定する国土交通省で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

誓約書

(受水槽維持管理・10 m³以下)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住所.....

氏名.....

印

下記のとおり受水槽を設置しましたのでお届けします。
大阪広域水道企業団水道事業給水条例第46条第2項により受水槽の維持管理することを誓約します。なお、管理人の変更が生じた時は、直ちに届け出します。

記

設置場所	
建物の名称等	
受水槽管理人	住所 氏名 電話番号
用途	共同住宅・事務所・店舗・専用住宅・その他
受水槽容量	総容量 m ³ 有効容量 m ³
受水槽の材質	FRP その他 ()
水栓番号、メーター口径	第 号 , mm

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第46条第2項

簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第32条

条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
- ア 貯水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- イ 貯水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号イの管理に関し、毎年1回以上、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

年 月 日

誓約書

(水道直結式スプリンクラー設備の設置)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 (印)

給水装置工事事業者

住 所

氏 名 (印)

今般、..... の給水装置工事において水道直結式スプリンクラー設備の設置をします。設置に際し、下記の事項を誓約します。

記

1. 災害その他の理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても、異議申し立てはしません。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の災害時以外における作動及び災害時の非作動が生じても異議申し立てはしません。
3. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋等を使用する関係者等に対し本内容を熟知させます。
4. 水道直結式スプリンクラー設備の末端給水栓で定期的に排水等を行い、停滞水及び停滞空気が発生しないように維持管理します。
5. 水道直結式スプリンクラー設備で漏水事故が発生した場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し対処します。
6. 譲渡等で給水装置の所有者の変更があった場合は、本内容を継承します。

誓約書

(タンクレス洗浄大便器の設置)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 (印)

給水装置工事事業者

住 所

氏 名 (印)

今般、.....の給水装置工事において
タンクレス洗浄大便器を設置します。設置に際し、下記の事項を誓約します。

記

1. 逆流防止のため水道メーター二次側に逆止弁を設置します。
2. タンクレス洗浄便器の取扱説明書に記載されている内容を熟知し、給水装置工事事業者等から説明された注意事項を遵守します。
3. タンクレス洗浄便器の逆流防止装置が確実に機能しているかの確認のため、製造者等による定期点検を行います。
4. 修繕等を行う場合は、他の給水栓に影響のないよう対処し速やかに行います。
5. 譲渡等による給水装置の所有者の変更があった場合は、本内容を継承します。

誓約書

(元付け型浄水器の設置)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所.....

氏 名.....(印)

給水装置工事事業者

住 所.....

氏 名.....(印)

今般、.....の給水装置工事において
元付け型浄水器を設置します。設置に際し、下記の事項を誓約します。

記

1. 逆流防止のため水道メーター二次側に逆止弁を設置します。
2. 水道事業者の水質変化の責任区分は浄水器の一次側までになることを理解し、浄水器以降の水質変化、出水不良等について問題が生じても当方の責任において解決し、貴水道事業に対して異議申し立てをしません。
3. 浄水器の取扱説明書に記載されている内容を熟知し、給水装置工事事業者等から説明された注意事項を遵守します。
4. 浄水器の部品交換等は、製造者と契約し定期的に点検を行います。
5. 修繕等を行う場合は、他の給水栓に影響のないよう対処し速やかに行います。
6. 譲渡等による給水装置の所有者の変更があった場合は、本内容を継承します。

年 月 日

確認書

(給水方式切替)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所.....

氏 名.....印

給水方式の切替えに際し、下記の事項を確認しました。

記

1. 水道管工事や水道メーター取替等で、一時的に水の使用ができない場合があること。
2. 給水管内の水圧が上昇し、既設の給水管及び給水器具等で漏水の可能性があること。また、漏水や給水器具に不具合が生じた場合は給水装置所有者の費用で給水装置工事事業者に依頼し対処すること。
3. 将来、配水管の水圧変動により出水不良等の可能性があること。
また、出水不良等が発生した場合は、給水装置所有者の費用で給水装置の改良工事をする事。
4. 給水方式の切替えることを住居人等水道水の使用する関係者に対し、周知すること。
5. 譲渡等で給水装置の所有者に変更があった時は、本内容を継承する義務があること。

確 認 書
(給水装置撤去)

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名 (印)

下記の給水装置は、不要となりますので撤去します。
後日、同地番内に給水装置が必要となった場合は、新たに給水装置工事申込をします。
これに必要な加入金及び手数料は工事申込者が負担します。

記

1. 給水装置設置場所

2. 水 栓 番 号

3. 口径及び栓数 mm 栓

給水装置工事申込取消届

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所.....

氏 名.....(印)

給水装置工事事業者

住 所.....

氏 名.....(印)

下記の給水装置工事を取消します。

記

給水装置工事場所

申 込 年 月 日

水 栓 番 号

取 消 理 由

.....

.....

給水装置所有者変更届

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置旧所有者

住 所

氏 名 (印)

給水装置新所有者

住 所

氏 名 (印)

下記の給水装置の所有者変更が有りましたので届出します。
水道使用上の権利及び義務は新所有者が継承します。

記

給水装置設置場所

水 栓 番 号

所有者変更年月日

代理人選定届

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所.....

氏 名.....(印)

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 5 条の規定により、給水装置の所有者の代理人を選定いたしましたのでお届けします。

記

給水装置設置場所		
用 途		
水 栓 番 号		
代 理 人	住 所	
	氏 名	(印)
	電 話 番 号	
備 考		

* 申込者が給水区域内に居住していない場合は給水区域内に居住する代理人を選定し届けて下さい。

管理人選定届

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名 印

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 6 条の規定により、給水装置の管理人を選定いたしましたので届出します。

管 理 人	住 所
	氏 名 印
	電 話
水 栓 番 号	第 号 ~ 第 号
給水装置設置場所	

給水装置の所有者

水 栓 番 号	住 所	氏 名
		印
		印
		印
		印

年 月 日

私設消火栓使用届

大阪広域水道企業団企業長 様

届出者

住 所.....

氏 名.....

(届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 7 条第 2 項第 4 号の規定により下記の私設消火栓を消防用に使用しましたのでお届けします。

記

私 設 消 火 栓 場 所	
水 栓 番 号	第 号
消火栓使用開始日時	年 月 日 時 分
消火栓使用終了日時	年 月 日 時 分
使 用 水 量	m ³
備 考	

年 月 日

私設消火栓消防演習使用届及び立会い願い

大阪広域水道企業団企業長 様

届出者

住 所

氏 名

㊞

(届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 2 2 条第 2 項の規定により下記の私設消火栓を消防演習用に使用しますので立会いをお願いします。

記

私 設 消 火 栓 場 所	
水 栓 番 号	第 号
消 火 栓 使 用 日	年 月 日
備 考	